

熊本県八代児童相談所長 様

熊本県八代児童相談の第三者評価

# 報告書

(令和6年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で熊本県八代児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

<b>児童相談所第三者評価の実施方法</b> .....	1
<b>目次</b> .....	3
<b>総評</b>	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	11
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	12
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	15
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	19
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	20
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	21
<b>アンケート結果</b>	
こどもアンケート結果.....	23
関係機関アンケート結果.....	44

# 総評

(2024年10月9日(水)~10日(木) 実地調査実施分)

## 総評

### 【評価すべき点】

○熊本県八代児童相談所（以下、「八代児相」とする）への調査では、所長をリーダーとして、子どもの安全確保、権利擁護について組織全体で取り組んでいこうという思いが伝わってきました。

○職員数は、正職員 28 名（うち市町村からの研修生 1 名含む）会計年度任用職員 6 名、計 34 名と相対的に少人数ということもあり、職員同士の風通しも良く、全員が児童相談所（以下、「児相」とする）業務の全容や現状を把握できているようでした。また事務分掌の副査（副担当）が機能していることで新人職員も気軽に相談ができており、班長や指導及び教育を行う児童福祉司（以下、「福祉司」とする）、スーパーバイザー（以下、「SV」とする）に過重な負担がかかることも防がれているようでした。

○相談部門が「初動班（初期調査・介入）」、「児童支援班（在宅支援中の親子支援）（以下、「支援班」とする）」「施設班（施設入所、里親委託中の親子支援）」の 3 班体制となっている仕組みは全国的にも見られますが、担当の福祉司が替わるときには対面で親子に引継ぎを行うなど、ていねいに対応されています。また初動班が“原則 1 カ月”と決められた期間で支援班に引き継ぐルールも、ケースの押し付け合いを防いでいます。

○福祉司の担当ケースが 20～30 ケース、と全国平均からすると少ない結果、担当している親子へのていねいな対応が行われていました。また初動班は毎月、支援班と施設班は年 2 回、福祉司が担当しているすべてのケースの状況確認を実施しており、支援状況や児相関与の進行管理が行われていることも適切です。

○援助方針会議では弁護士や警察等の外部有識者の意見も取り入れ、時間をかけて検討していました。それらがケースワークの丁寧さに表れ、児相としてすべきことをしっかりと行っていく姿勢が感じられました。

○数年前に設置された管内 3 か所の児童家庭支援センター（以下、「児家セン」とする）は、市町村で開催される実務者（進行管理）会議に出席しており、児相と市町村両者のパイプ役を果たしていると同時に、市町村と協力して在宅支援が行われていました。例えば、児相とは月 1 回の連絡会を開催し、児家センが対応している重症度の高いケースについて情報共有すると同時に、児家センの支援ケースはすべて市町村と情報共有がされています。その結果、2022 年度に 411 件あった虐待対応件数が 345 件と 2 割減っていることも、地域での親子支援が進んでいる効果であると推察されます。また児相が児家センへの指導委託を積極的に行われていることも評価できます。八代児相は管轄地域が広いため、児相がかかわる在宅支援の密度を上げるうえで効果があると思われます。

○児家センとは別に市町村との連携強化のための働きかけを行っており、関係諸機関とも対等な関係を築くことができていました。

○業務の質が子どもの権利擁護や親子への支援に直結する児相にとって、職員の専門性の向上は重要事項です。研修が県として充実していると同時に、その受講を組織として重要視され、研修の間の支援業務も滞りなく行えるように班内で調整されていました。

○児相も市町村も双方に意見交換をし、学び合う機会を積極的に設けられています。また県全体での研修システムがあり、さらに一部の地域では、市町村職員を研修生として受け入れ、より実践的な市町村支援が行われています。

#### 【改善が必要な点】

○最大の課題は、福祉司に行政職が多く、専門資格を持った社会福祉士等（以下、「社会福祉採用」とする）が少ないということです。全国平均の割合は福祉司で 8 割強ですが、八代児相においては福祉司 17 名のうち福祉専門職が 3 名であり、2 割未満です。このような状況のなかで今年度の県の社会福祉採用の予定人数が 2 名程度であることは、「熊本県の人事担当部署や本庁の児童福祉部門が、積極的な社会福祉採用に取り組んでいない」と評価されかねないと思われます。八代児相では職員数増員など人的な充実はされていますが、児童福祉業務が未経験の職員が多く配置されています。その結果、職員は専門性を身に付けるための様々な研修を受けると同時に、ベテラン職員はその未経験職員の育成に時間を取られています。こうした個々の職員の努力と職場の支援に支えられて業務が行われていますが、施設や市町村アンケートにも専門性についての不満が見られるため、早急に社会福祉採用や有資格者の増加等を図る対策が必要です。

○子どもの生命や安全確保が最優先され、保護者対応や関係機関との調整など、ストレスが多い児相で職員が安心して働くためには SV が重要です。国の基準は福祉司 5 名に対して SV1 人ですが、これは最低基準であり、実務的には福祉司 3 名に SV1 名程度の配置になるような増員が必要と考えます。初動班だけ SV である班長とは別に SV が 1 名配置されていますが、全ての班ごとに同様の配置をすれば、行政職で初めて児相業務を担当する職員も安心して業務に携わることができるのではないかと思います。同時に班長にかかる負担も減り、何より子どもや保護者への手厚い支援が確保されます。虐待死亡事例の防止や子どもの権利擁護のために重要な対策です。

○2022 年度に実施した熊本県中央児童相談所の第三者評価でも指摘している「弁護士との連携強化」について、改めて提案します。現在は週に 1 回半日、援助方針会議への参加や裁判所提出書類の確認などの業務を依頼していますが、提出書類の作成は職員が行っています。この書類作成に割かれる時間が多く、さらに 2025 年度からは親権者等の異議がある一時保護には裁判所の保護状請求が必要になることもあり、さらなる負担増が想定されます。そのため県児相として、弁護士へ常に相談できる状態にしておくこと、例えば中央児相で週 3～4 日、八代児相で週 1～2 日程度の弁護士配置が必要であると感じます。この配置により、裁判所提出書類の作成依頼や日常的な法律相談、市町村や施設での法的対応への支援も可能になります。

○八代児相でも里親委託率は増えていますが、国が目標としている数値には遠い現状があります。その対応策として、他自治体での実施例がある「短期（2か月程度）を想定した養育里親の募集」を行ってみてはいかがでしょうか。八代児相では現在も施設等への委託一時保護の割合は高いのですが、原籍校通学や、増加しているショートステイ対応のためにも、里親の活用が期待されます。

○また八代児相には一時保護所がない結果、上記のように委託一時保護の割合が高かったり、親子支援に支障が生じている様子が伺われます。他にも、例えばレスパイト（短期間の一時保護により養育者に余裕が生まれ、親子・養育者との関係の調整を図る）を目的とした利用ができません。これらの状況から一時保護所の設置が望まれますが、それが難しければ、一時保護専用施設のさらなる増設を児童養護施設に働きかける等の対応が必要と思われる。

○広域を管轄するなかで公用車が不足しており、職員の自家用車で訪問を行うことが常態化しています。リモート活用等の対策も大切ですが、対面での支援は、家庭訪問だけでなく施設や市町村に対しても欠かせないものですので、公用車の増加は不可欠です。

○来談者にとっても職員にとっても、ハード面の整備が不十分です。特に、児相は子どもや家族が積極的に相談に行きづらい雰囲気である昨今の情勢もふまえて、せめて来所されたときには快適で安心できる相談環境へ改善していただきたいと思います。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○保護者面接を夕方以降に設定しなければならない場合が多かったり、担当地域が遠方で移動に時間がかかるため、どうしても時間外勤務が増えています。職員のみさんの自身の心身の健康を考え、時間外勤務を減らす工夫と、勤務時間の調整（時間外勤務になった翌日の出勤時間を遅くするなど）の積極的な活用を行ってください。</p> <p>○児相業務には高い専門性が求められます。義務研修以外の研修の機会を積極的に活用し、資質の向上を図っていただければと思います。</p>

<p>児童相談所</p>	<p>○全体的に児相キャリアの短い職員が多く、「必ずしも児相への異動を希望していなかった」という声も聞きました。新規配属や若い職員のメンタル面、トラウマケアも含めたサポートや業務支援、専門職としての育成を、個々の職員にスポットを当てて対応していただきたいと思います。</p> <p>○来談者がアクセスしやすい案内、プライバシーが確保された環境など、明るく快適な相談室にしていくための整備が必要だと思います。また職員全員が協議しやすいミーティングスペースや会議室の確保等、庁舎内で別の場所が確保できないか、本庁との協議の必要があると考えられます。</p> <p>○市町村支援は積極的に行われていますが、例えば児相の援助方針会議の傍聴により児相業務や援助方針決定の状況を理解してもらうことも、連携がより向上する策の一つです。そのため、援助方針会議の傍聴を今の希望性ではなく、研修の一環として義務化してはいかがでしょうか。</p> <p>○市町村への指導委託はほとんどないようですが、市町村での支援に拒否的な保護者に対して児相がかかわることで改善がみられた事例等では、子ども・保護者と共同でサポートプランを作成したうえで「半年間、市町村の支援を受けてください。何かあれば連絡が来るので、児相も直ちに対応します」と、市町村での支援につなげることも検討してはいかがでしょうか。</p> <p>○裁判所提出書類作成の弁護士依頼、児家センや市町村への指導委託など、必ずしも児相（福祉司）が行わなくても支援が可能な方法について、積極的な活用の検討を進めてください。</p> <p>○児童記録票の保管庫は鍵のかからない両開きキャビネットであり、機能性や機密保持の面で適切とは言えない状態です。また所内の家具や備品類は古いものが多く、順次更新する必要があります。</p>
<p>設置自治体</p>	<p>○一番の課題は、全体総評でも述べた通り、福祉司の専門職の割合の低さです。福祉専門職の積極的な採用と共に、児相経験者が児相外に異動した場合も再度児相勤務にするなど、児相経験を蓄積した人員も必要であると考えます。広く県行政を理解しながら特定分野に深い知識と経験を有する「T型人材」の育成やキャリアパスについて検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>○職員の業務適正化やバーンアウト防止のためにはSVの増員が不可欠です。班長でないSVを各班に配置するなどの人事配置を願います。</p>

	<p>○弁護士の常勤化や公用車の増加、一時保護所の設置（または一時保護専用施設の増設）など、予算措置が必要な改善案も提示させていただきましたが、虐待死亡事例の発生予防と子どもの権利擁護の推進のためには必要なことと考え、県としての積極的な取り組みを期待します。他にも、例えば施設からは支援困難な子どもの受け入れ先がないという声もあることから、こうした子どもへの専門的支援の場として児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設等の専門性の強化や定員増等の取り組みが求められます。</p> <p>○県としては里親制度、養子縁組制度の普及啓発を行っていますが、県の社会的養育整備計画の目標を下回っています。その要因を分析し、さらなる取り組みが必要であると思われます。</p> <p>○児童福祉審議会（以下、「児福審」とする）については、児相の措置等に対する専門的助言や子どもの権利擁護の観点から、児福審の助言を得ることが重要であり、現行の「虐待コンサルテーション事業」の改組等も含め、運営方法への検討が必要です。</p> <p>○長期的には単独の庁舎整備が必要であると考えます。県の合同庁舎に入所していることで、アクセス面、プライバシーに配慮された相談しやすい環境という面での不十分さ等、さまざまな支援の制約や不便が生じています。児童相談所運営指針に沿って、子どもや保護者等が心理的に安心できる相談環境の整備への早急な検討が望まれます。</p> <p>○他の都道府県が作成・公表されている「児童相談所業務概要」が熊本県では作成されておらず、比較検討することが出来ませんでした。熊本県の特徴や課題を発見するうえでも、他の都道府県の作成様式に則った業務概要の作成が望まれます。</p>
<p>国</p>	<p>○国は参酌基準として、2015年度の政令で福祉司5人に対して1人のSVと定めています。しかし虐待対応件数の高止まり、増加した福祉司の養成、在宅支援の強化による虐待予防等により、10年前の基準では足りずSV業務が十分にできていません。国としても参酌基準を見直し、福祉司3人にSV1人の配置にすべきと思われます。</p> <p>○地方分権もあり国としての強制はできないにしろ、一定程度の管轄人口（例えば管轄人口20万人）を抱える児相には一時保護所の整備が必要であると示していただくことで、一時保護所併設の児相が増えると期待されます。</p> <p>○さらに一時保護所を併設していない児相では、近隣に一時保護専用施設の設置を促すような仕組みの整備も必要と考えます。</p>

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価すべき点】</p> <p>○傍聴した援助方針会議では資料に子どもの意向が必ず明記され、提案した福祉司も十分に子どもと話し合ったうえで会議に臨まれており、組織として子どもの意向や権利を丁寧にくみ取っていく姿勢がうかがわれました。</p> <p>○「こどもの意見聴取等措置確認シート」が作成され、子どもから聴取した内容だけでなく、職員が行った説明内容や子どもの反応・様子も記載するようになっていました。</p> <p>○2022 年度末に作成された子どもの権利ノートは年齢別に用意され、子どもの権利条約の条文が載るなど権利をわかりやすく示した内容になっています。また一時保護所用の権利ノートも作成されていました。</p> <p>【改善が必要な点】</p> <p>○委託一時保護が多い中で、一時保護所とは違う委託先での生活に、一時保護所用の権利ノートでどこまで対応できているかが気になりました。できれば、委託一時保護先に合わせた権利ノートの作成も検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>○子どもへのアンケートでは、「権利ノートを持っている」と明確に答えたのは里親委託で 75%、施設措置で 70%であり、「福祉司は話を聞いてくれる」回答は里親で 100%、施設で 89%でした。「権利ノートを持っている」「話を聞いてくれる」のどちらも高い割合ですが、その一方で「権利ノートを持っていない」「話を聞いてくれない」もしくは「わからない」の回答も残っていることから、定期的な面会や面接時の権利ノートの確認など、さらなる取組みに期待します。</p> <p>また「家族のことについて、聞いたら教えてくれる」と回答した割合が里親で 13%、施設で 24%と限られており、福祉司側からの積極的な説明が必要と思われます。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価すべき点】</p> <p>○初動班は毎月、支援班と施設班は年 2 回、所長を交えての全ケース見直しを定期的に行うと同時に、随時、所長席の前のテーブルで相談や打ち合わせが行われており、適切にケースの進行管理が行われています。</p> <p>職員の増加に伴う執務環境の調整の結果ではありますが、所長、次長が目前でケース協議を見届け、職場全体でケースを管理していく体制になっていました。</p> <p>○毎週 1 回開催される援助方針会議では、ジェノグラムや成育歴、支援経過、現状、子ども本人や保護者を含めた関係機関の意向も含まれる資料を基に、1 ケースにつき平均 30 分程度かけて検討されていました。その場に弁護士や医師、現役警察官、中央児相の一時保護課長等と各班長が参加しており、総合的・多角的な検討が行われていました。特に、児童心理司（以下、「心理司」とする）から子どもの特性や家族関係を踏まえた積極的な意見が出され、それが決定に反映されている点が評価できます。</p> <p>○上記の進行管理以外にも毎月の班会議で情報が共有されるため、職員一人での抱え込みが防がれています。また、それぞれの福祉司の現在の担当ケースが 20 ケース前後と比較的良好な状態にあり、それが相談業務の丁寧な支援に繋がっているように思われます。</p> <p>○県全体で児相職員としての専門性向上を目指した体系的な研修を継続的に実施され、職員研修は法定義務研修以外にも充実しています。業務より研修を優先する体制となっており、研修受講を欠席しなくても済むよう、良いサポートが行われています。</p> <p>○職員を増員し、各ケースの負担を軽減された結果、メンタルヘルスの問題で休職している職員が今年度は 0 人でした。職員の健康面への配慮をふまえた組織体制改善が示されています。</p> <p>○八代児相では公認心理師を福祉司には任用せず、心理司としてのみ配置し、また県が実施する既存の研修に加えて所内研修を行う等、心理司の専門性を高める取組みが行われていました。</p> <p>○児童記録は ICT によるシステムを活用し、福祉司以外に心理司や一時保護所による記録も入力され、児童記録票における相談経過記録は丁寧に作成されています。その結果、担当福祉司、担当心理司、一保職員や上司は、リアルタイムで情報の共有ができています。またケースファイルには心理司による面接記録なども丁寧に記載されていました。</p> <p>○療育手帳に関する児童記録票は別綴じされており、成人になった段階で知的障害者更生相談所部門に引き継がれるシステムは、障害児・者の生涯支援の観点から、非常によいシステムです。</p>

## 【改善が必要な点】

○八代児相には一時保護所がないことで、結果的にほとんどが開放的な一時保護実施となっているとも言えます。その一方で、併設した保護所がないことで一時保護中の子どもに会う頻度が少なくなったり、面接のための移動時間も必要になります。調査中の一時保護中の子どもが十数人と少なくなかったことにも鑑み、男女を分けた一時保護専用施設増設の検討を提案します。

○援助方針会議に外部の専門家が参加している点は素晴らしく評価できますが、せっかく専門家が出席されているので、もっと意見を求められてもよいと思われました。さらなる活用の工夫を求めます。

○児相の業務を希望していない行政職が多く児相に配置されているため、福祉司の中には、本来児相の勤務を望んでおらず、業務には誠実に取り組むものの、モチベーションが高まりにくいという意見も伺いました。そうした職員が児相業務に魅力を感じ、意欲を持って働くことができるような工夫が必要であると思われれます。

○他の児相でも夜間の電話対応には苦勞されていますが、経験が浅い職員を含むほとんどの職員が夜間の電話当番を担当することとなり、職員の負担が大きいです。

○冒頭の全体総評に記載の通り、福祉司が裁判所への審判請求の書類を作成しており、その負担も大きいと思われる。さまざまな法律関係に絡むケースも多いことから、県として、児相における弁護士の常勤化やそれに準ずる体制整備を望みます。

○公用車が不足しているため、職員は家庭訪問や関係機関との調整に自家用車を使っています。広域を管轄する八代児相では遠方への出張は日常的であり、実態に合わせた公用車の整備は必須です。

○きょうだいの相談記録が一冊の児童記録票に綴じられていますが、家族背景等は共通するものの、きょうだいであっても個別のアセスメントや支援が行われる必要があることから、この対応は見直しが必要であると思えます。さらに個人情報保護の観点からも個人ごとに作成することが基本ではないかと思われるので、ご検討ください。

○また記録の綴じ方については福祉司によってバラバラで、統一したルールはないようです。ケース記録に関わる全ての記録は個人情報の開示請求対象にもなるため、組織として一定のルールが必要と思われる。

○福祉司が現在対応されているケースの児童記録票は、机横のキャビネットや事務室内の簡易ロッカー等、保管先が分かれています。個人情報管理上の観点から、ファイルが集約された専用の書庫スペースの確保が望ましいと思えます。

○児童記録票の保存（廃棄）に関する文書規定があり、紙ベースの児童記録票は廃棄されていますが、相談記録の源と言うべき ICT による相談システム内には廃棄すべきケースの相談情報がそのまま保存されています。これは県全体で改善すべき課題と思われるので、ご検討ください。

○ハード面の問題で改善の限界があるかもしれませんが、来談者が相談しやすい設備環境が整っていません。例えば総合庁舎内の立地ですが、庁舎の入口からの案内が少なく、フロアも薄暗く、物置になっている相談室もありました。また待合の間は仕切りもなく、プライバシーが確保されにくい状態です。相談室の数も圧倒的に少なく、同じフロアに別の事業所が間借りしている形であり、双方の来談者が混乱したり違和感を覚えないうちに

なりました。このような観点から、児童相談所運営指針(第9章第1節(1))に沿って、子どもや保護者等が心理的に安心できる庁舎内での通路、待合室等の明るさやプライバシーの確保、必要な相談室の整備等がなされるよう、検討が望まれます。

○また援助方針会議が会議室ではない場所(診察室)で開催されており、全員が参加できるスペースがありません。丁寧なケース検討をふまえた援助方針会議が開催されているにもかかわらず、新任職員や担当外の職員が参加していないため、貴重なOJTの機会を逃しているように思われます。

○援助方針会議に一時保護課長は出席されていましたが、一時保護所の担当職員が出席することはないようです。一時保護による行動観察結果や、子どもの意見や気持ちなどが報告されないことは、援助方針の検討・決定に対して大きな弱みになる可能性もあります。リモートでも参加できる方法を検討されてはいかがでしょうか。

○児相が対応する各班の相談の流れは「1つの案件ごとに相談種別を定めて受理し、その案件に対する援助方針を定め、終結段階までの対応を行うこと」とされていました。例えば、受理した虐待相談に対して施設入所措置をとったが、その後引き取りとなったケースがあるとします。これに伴い児童福祉司指導に変更したり、引き取り後に性格行動相談として継続指導が必要となった場合、決定されたそれぞれの援助内容に従った相談として、過去の相談を(援助内容を)終結して、その都度別件受理する必要がありますが、必ずしもその当たりの区分が明確になっていない事を聴取しました。進行管理の問題として点検していただきたいと思えます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価すべき点】</p> <p>○初期調査は初動班が担当しますが、一時保護されれば支援班に担当が替わり、保護がなくても受理からおむね1ヶ月で支援班に担当が替わることがルール化されています。そのため、初動班が素早く対応できる体制ができており、初動班がケースを抱えすぎることのリスクを重く捉え、組織としての見直しを行っていました。</p> <p>○初動班から支援班に担当が替わる場合には、両担当者が子どもや保護者と対面で会い、担当が替わることを伝えているため、混乱や不満は少ないようです。</p> <p>○警察からの身柄付き通告による一時保護以外にも、必要があれば児相から積極的に、所長のリーダーシップのもと子どもの安全確保のための一時保護を行っていました。</p> <p>○援助方針を決める段階までの心理司の動きは、担当福祉司とのよりよいパートナーシップによって対応できていました。その結果、所見について援助方針会議で丁寧に述べるできていました。</p> <p>○頑なに帰宅を拒否している一時保護中の子どものケースでは、親権者の同意がない一時保護の2か月越えや、児童福祉法第28条の施設入所に伴う審判請求が検討されており、子どもの権利擁護に沿った判断がなされていました。2023年度の八代児相での児童福祉法第28条申請（以下、「28条請求」とする）は2件、33条の一時保護延長申請が3件と、家裁審判が必要なケースへの対応も、きちんと行われています。</p> <p>○奪還の可能性がある子どもの登下校は職員が手分けして引率するなど、安全を確保しながら子どもの意向を尊重した支援が行われていました。</p> <p>○児童福祉司指導の継続または終結について、年2回、所長及び心理判定班長とのケース進捗管理のヒアリングで方針を決定し、ケース記録に記録しています。継続の場合、かつ指導内容を変更する際には所内決裁を取っています。終結の場合はケース記録にケース概要と対応の経過をまとめ、終結理由を明記してケース記録を回覧し、児相相談システムでの終結決裁を行っています。また初動班は月2回、里親や施設の子どものについても在宅支援と同様に状況確認が行われており、ケースの進行管理は適切に行われていました。</p> <p>○児相としての支援を終える方向で考えている場合は、心配なことや新たな支援ニーズが無いか関係機関に意向確認を行い、終結を決定した場合も関係機関に連絡をするなど、ていねいな対応をされていました。</p> <p>【改善が必要な点】</p> <p>○家庭復帰のためのアセスメントや家族再統合において、家族の強みや地域資源を活かしたアセスメントとプログラムをより充実させることを提案します。</p> <p>○継続中の在宅支援中のケースでは、市町村や関係機関への情報提供にルールや目安がないため、福祉司により対応に差があるようです。市町村アンケートでは不満もみられましたので、市町村との協議や所内での検討が必要であると考えます。</p>

○保護者対応で福祉司が苦慮されているケースがあります。SV の支援もありますが、福祉司が抱える困難場面すべてには対応できていません。福祉司の疲弊を軽減させるためにも、SV の増員を提案します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	S
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

#### 第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価すべき点】</p> <p>○施設班という、施設入所、里親委託中の親子支援専門の部署があり、子どもとの面会だけでなく施設職員や里親との協議も行われていました。</p> <p>○原則として施設退所前に要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）を開催するなど、地域との連携の努力が見られました。</p> <p>○自立援助ホームと連携したケースも多く、高年齢児童へのケースワークにおいて有効な資源となっています。</p> <p>○里親委託は、2022年度が12件、2023年度は21件と大幅に増えており、里親も45人から56人と増加しています。ただし、2023年度の里親委託率は八代児相管内で20%程度であり、熊本県社会的養育推進計画（2020年3月）で設定された計画期間中の前期目標数値の26.9%（2024年度段階）とは差があります。</p> <p>【改善が必要な点】</p> <p>○保護者との面会交流は子どもの基本的な権利であることを踏まえ、特に子どもに悪影響が及ぶ場合のみに最低限の制限がなされるものであることを理解し、判断していただきたいと思います。特に28条請求の場合、「同意しないと面接交流ができない」との運用がされているようですが、早急な改善を求めます。</p> <p>○社会資源が限られているため、施設からの「対応困難」という支援要請に対して的確に対応ができない事例もあり、施設アンケートでは不満の声もありました。こうした対応困難児童への専門的支援の場として児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設等の専門性の強化や定員増等の取組みが求められます。</p> <p>○施設班が対応するケース経過が長期化しやすいこともあり、施設班からその後引き継ぐ体制ができていません。基準やルール等が明確に共有されていない影響からか、結果として施設班の負担が増していると思われる。これは施設班職員の時間外勤務が、所内では突出している点にも表れています。</p> <p>○家庭復帰までを施設班が担う現状では、市町村などの地域への繋がりがむしろ上手くいかない状況になりやすいのではないかと想像しました。また家庭復帰するためには分離中も家庭支援が欠かせず、支援班との役割分担が課題と思われる。</p> <p>○また、「親子支援担当(チーム)」のような、別の組織による再統合への具体時な取組みの強化等も一案かと思しますので、提案いたします。</p> <p>○県はブリッジフォースマイルに委託して社会的養護経験者の自立支援事業を行っていますが、居場所事業は熊本市内にあり、八代児相管内にはありません。管内には3か所の児童養護施設があることから、管内での対応も必要ではないかと思われます。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
<p>【評価すべき点】</p> <p>○リーフレットなどの配布物から、里親委託率を向上させたいという県の課題意識、啓発への注力がうかがわれました。</p> <p>○管内に 1 カ所のフォスタリング機関が活発に活動しており、八代児相との連携も良好です。その結果、懸案事項であった里親委託数の少なさも徐々に改善しています。また施設から里親への措置変更について、昨年令和 5 年度から取り組まれていることなどは評価できます。</p> <p>○養子縁組の数は多くありませんが、養子縁組里親から養子申請の手続きの依頼があれば、児童相談所長権限の手続きが適切に行われていました。</p>	
<p>【改善が必要な点】</p> <p>○基本的な考え方において、里親委託について、例えば「施設の方が子どものセーフティネットとして安心」や「措置不調が怖い」などの発言から、八代児相全体の消極的な姿勢がうかがわれます。児相としては里親支援センター、里親支援専門相談員と連携しての支援は行われていますが、里親会支援やフォスタリング機関等を通してのより一層の支援の強化が求められます。今後は、フォスタリング機関による委託後の継続支援についても強化されることを期待します。</p> <p>○冒頭の総評にも記載したように、一時保護やショートステイのために 2 か月程度の短期に特化した養育里親を創設することを提案します。</p> <p>○また里親委託を推進するためには、児福審の開催を年 2 回ではなく、回数を増やすことも必要ではないでしょうか。</p> <p>○なお養子縁組成立後の支援については、フォスタリング機関の業務として位置づけるか、児相業務（継続指導）として続けるのか、検討されるとよいと思います。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【評価すべき点】</p> <p>○八代児相では児童福祉司指導の件数が多く、子どもの権利や利益を重視したていねいなケースワークによる在宅支援に積極的に取り組まれていました。例えば、長期の一時保護が必要となった高年齢の子どもについても、医療機関との連携をふまえた対応を行っており、親の参加が見込めない子どもの入学式に担当者が出席するような事例についても伺いました。</p> <p>○支援班の在宅ケースも、進行管理を定期的に行っています。</p> <p>○市町村支援や児家センの活用により、八代児相管内全体の家庭支援が積極的に行われていることが、八代児相での虐待対応件数の減少に寄与している可能性を感じました。</p> <p>【改善が必要な点】</p> <p>○児相が行える家族支援は面接だけであり、具体的なサービス提供は市町村業務になります。そのため、市町村への指導委託を積極的に活用し、市町村と協働した家族支援に取り組むことが必要であると思います。</p> <p>○家族支援については、担当福祉司が主として受け持っているようでした。業務超過となる可能性もありますが、心理司は相談ケースの本質を客観的によく見ているように思われましたので、福祉司と心理司による「チーム支援」を推進すると、さらに良い支援につながると思われます。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	B

## 第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【評価すべき点】

○八代児相では「児童相談対応に係る市町村支援実施要項」を策定し、積極的に市町村育成を行っています。その内容は、「支援依頼書」により市町村からの支援や相談依頼を取り次ぐ仕組み作り、集合研修の開催や他の市町村での要対協議への参加、児相で行われる援助方針会議への参加など、多様な市町村支援となっています。さらに直近 2 年は、市町村職員を研修生として受け入れ児相の業務について理解してもらう機会を提供しています。

○定例の受理会議に現役の警察官が出席し、また会計年度職員の虐待対応指導員に警察 O B の方を雇用しているため、警察との連携もスムーズです。

○援助方針会議にかかるケースにおいては、市町村や施設の意向が事前に聴取され、保護解除に際しては出来るだけ要対協の個別ケース検討会議が開催されていました。

○入院や委託一時保護を行える児童精神科医療機関が複数あり、医療的ケアが必要な困難ケースの子ども対応をする上で重要な資源となっています。

○県では年 4 回の「虐待対応コンサルテーション事業」により、児童精神科医や弁護士、医師、心理士など専門家によるアドバイスを受ける体制を構築しており、児相で対応困難なケースへの助言を受けることができます。

#### 【改善が必要な点】

○一部の市町村との間で、役割分担や引継ぎ等について困難を抱えているようです。市町村担当職員の増員について、県としての働きかけが望まれます。また、児家センを活用した同行訪問、同席面接、個別ケース検討会議への参加、指導委託等を活用しながら、市町村の対応力向上を図ることが望まれます。

○市町村や施設へのアンケートでは児相への不満が散見されました。児相としては努力されていると思われませんが、相手機関が求めていることには十分には応えきれていないようです。例えば関係機関と協働した成功体験などが、連携のための大きな推進源になると思います。今回実施のアンケート結果を参考に、さらなる取り組みを期待します。

○管内の広さを考えると、現状の児家センの設置数を更に計画的に増やす取り組み等が出来れば良いと考えます。例えば、相対的に人口が多く、多くの親子が通いやすいエリアでの新たな設置を検討されてはいかがでしょうか。

○虐待被害等でトラウマを抱えた子どもたちの生活の場の確保に苦慮されている様子が伺えました。児童精神科における診断を日常生活での支援につなげられるように、医療機関と児相それぞれの診断やアセスメントにつ

いて意見を共有できる関係を構築し、トラウマインフォームドケアが行える施設等の育成を意識した関係機関の要請などの取り組みが求められます。

○児福審は、里親審議しか行われていません。親子の意向と児相の支援方針が異なる 28 条請求を巡っての意見具申など、児相への専門的見地や第三者的な視点、また子どもの権利擁護の観点から、児童福祉法では義務ではありませんが、児福審の助言を得ることを提案します。「虐待対応コンサルテーション事業」を改組する案なども含めて、ご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	S
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B